無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年四月一日

一　墳墓等所在地　大阪府河内長野市日野一五六三

一　墳墓等の名称　日野共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府河内長野市日野一〇三八番地　日野墓地管理委員会　委員長　北岸　忠志

無縁墳墓等改葬公告

大迫田金剛寺墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年四月一日

一、墳墓等所在地　山口県周南市大字徳山字久米ヶ後三五五番一

一、墳墓等の名称　大迫田金剛寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　山口県周南市飯島町一丁目二八番　宗教法人浄土真宗本願寺派金剛寺　住職　河野　信雄

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第七四八号　昭和六十二年三月二十三日

㈡　商号　株式会社フレックスインターナショナルツアーズ

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社フレックスインターナショナルツアーズ　東京都墨田区堤通一丁目一九番九号　代表取締役　内田　誠人

㈣　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　東京都墨田区堤通一丁目一九番九号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十八年七月二十一日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十七年三月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十七年四月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月一日

広島県広島市中区小町三番三三号三〇一

中国管工事業厚生年金基金

代表清算人　大方　了介

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年4月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社ぼっぽ（くらしの友トラベル）　②第2種旅行業　③東京都知事登録旅行業第2－4973号　④株式会社ぼっぽ　東京都大田区西蒲田八丁目3番1号　代表取締役　伴良二　⑤本社営業所　東京都大田区西蒲田8丁目3番1号　⑥平成13年3月16日　⑧平成27年2月19日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都大田区西蒲田八丁目3番1号　株式会社ぼっぽ　代表取締役　伴良二

C　①東急バス株式会社（東急観光バス）　②第2種旅行業　③東京都知事登録旅行業第2－3132号　④東急バス株式会社　東京都目黒区東山三丁目8番1号　代表取締役　大飼徳比児　⑤本社営業所　東京都目黒区東山三丁目8番1号　⑥平成3年10月1日　⑨平成26年2月4日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都目黒区東山三丁目8番1号　東急バス株式会社　代表取締役　大飼徳比児

A　①一般財団法人白馬村振興公社　②第2種旅行業　③長野県知事登録第2－258号　④一般財団法人白馬村振興公社　長野県北安曇郡白馬村大字神城21474番地1　代表理事　下川正剛　⑤道の駅白馬　長野県北安曇郡白馬村大字神城21462番地1　⑥昭和59年6月8日　⑦平成27年3月12日　長野県知事登録旅行業第3－258号　⑩800万円　⑪長野県知事　⑫長野県北安曇郡白馬村大字神城21474番地1　一般財団法人白馬村振興公社　代表理事　下川正剛